

■資料（指定管理者の指定に関する根拠法令）

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 略

●議案第25号

四万十町大正老人福祉センター条例（抜粋）

（管理）

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

●議案第26・27号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（抜粋）

（管理）

第3条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

●議案第28号

四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例（抜粋）

（管理）

第4条 グループホームの管理は、設置の目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

●議案第29号

四万十町大正生活支援住宅条例（抜粋）

（管理及び運営）

第3条 省略

2 町長は、支援住宅の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 略

●議案第30～32号

四万十町デイサービスセンター条例（抜粋）

（管理運営）

第3条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 略

●議案第33号

四万十町集会所等条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

●議案第34号

四万十町興津青少年旅行村条例（抜粋）

（管理運営）

第4条 旅行村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 略

●議案第35号

四万十町興津農水産物加工直販施設条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加工直販施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

●議案第36・37号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（抜粋）

（指定管理者）

第3条 省略

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3～5 略

●議案第38号

四万十町地場産業振興センター条例（抜粋）

（管理運営）

第4条 略

2 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

●議案第39号

四万十町湯の里ふれあいの家条例（抜粋）

（管理）

第5条 ふれあいの家の管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 略

●議案第40号

四万十町四万十緑林公園条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 公園の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

●議案第41号

四万十町窪川四万十会館条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

●議案第42号

四万十町窪川B&G海洋センター条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 海洋センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。